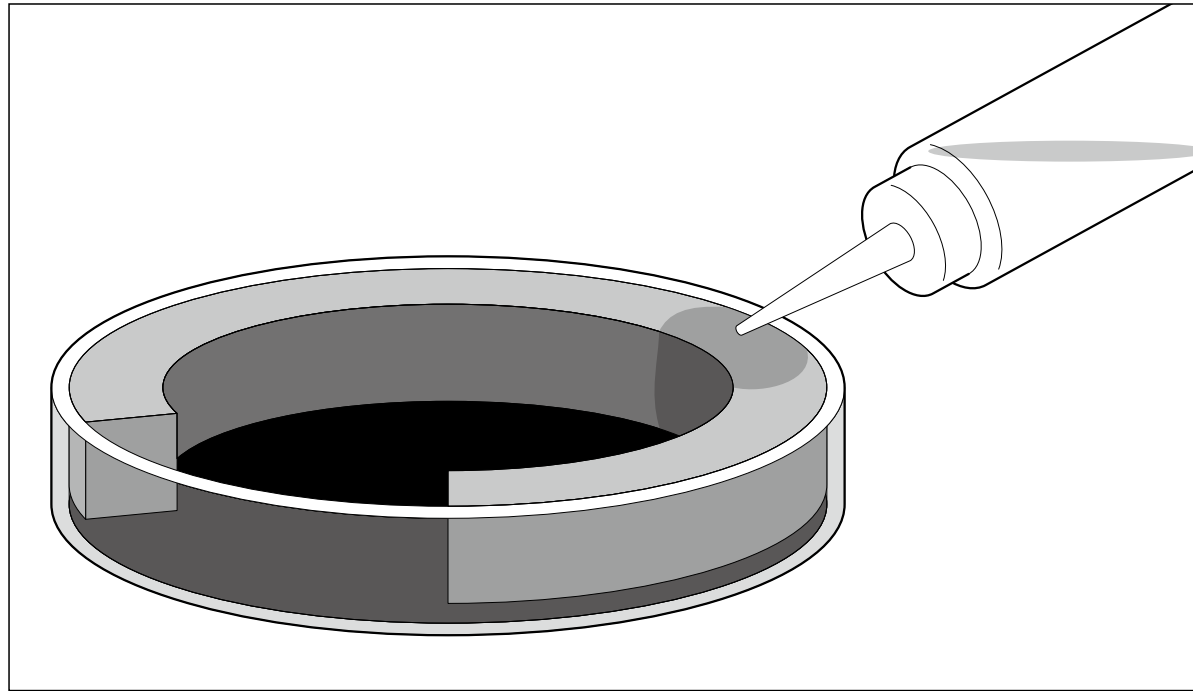
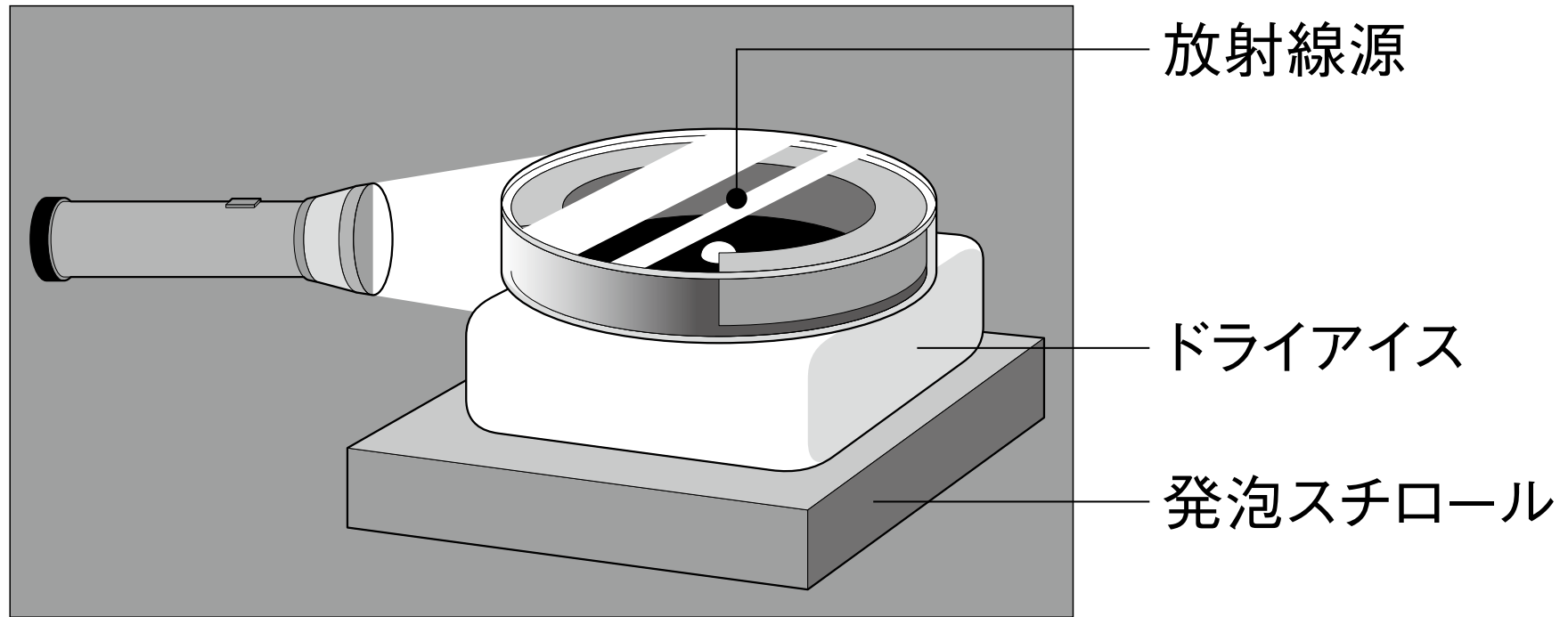


《放射線の飛跡の観察 (③の図解)》



《放射線の飛跡の観察（④の図解）》



《ガイガー・ミュラーカウンタ(GM 計数管)》



(掲載ページ：教師用解説書 P.14)
写真提供・協力：日立アロカメディカル(株)

《シンチレーション式サーベイメータ》



(掲載ページ：教師用解説書 P.14)
写真提供・協力：日立アロカメディカル(株)

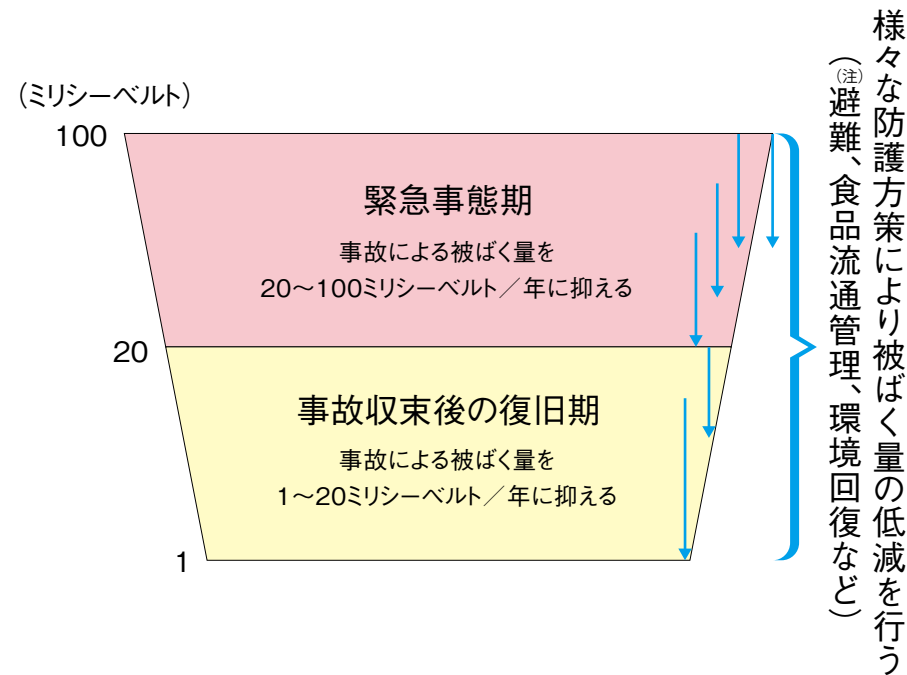
《個人線量計》



(掲載ページ：教師用解説書 P.14)

写真提供・協力：(株)千代田テクノル (上)、富士電機(株) (下)

《ICRP の勧告について（事故に関する放射線量の目安）》



(注) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故直後に政府は、20 キロメートル内の住民に対して避難を指示し、さらに事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達する恐れのある区域に住む方々に対し別の場所への計画的避難を指示している。「食品流通管理」では、規制値を超える放射性物質が検出された食品が発見された場合には、その出荷や摂取の制限が行われた。そして「環境回復など」では、今後、モニタリングの結果も踏まえて、必要に応じて土壌の除染などの措置を取り、避難先からの帰還を検討する見通しとなっている。

《放射線管理区域を示す標識》

